

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農地調整法施行令中改正の件公布

皇國皇村確定計畫の一環を爲す自作農創設維持事業計畫の改訂擴充を目的とする農地調整法施行令中改正の件は、昭和十八年八月七日附官報を以て左の如く公布せられた。

因みに新計畫は本年度以降二十四箇年計畫（昭和四十二年まで）を以て既墾地百五十萬町歩、開發農地五十萬町歩、計二百萬町歩（本年度は四萬町歩）の自作農地を目標とするもので、本令改正の要旨も從來團體の力を助成の對象とせるに對し個人の自作地となすべき土地の取得若くは開發に必要な資金の貸付及び助成を爲すこととし、又適正規模の觀點より見て狭きに過ぐる從來の制限を改正する等、種々の點に於いて助成の積極化を意圖してゐることが注目せられる。

農地調整法施行令中改正ノ件

（昭和十八年八月六日勅令第六百六十二號）

農地調整法施行令中左ノ通改正ス

第二條 農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノ事業ト

ハ同條ノ團體ガ命令ノ定ムル所ニ依リ行フ左ノ事業ヲ謂フ

一 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ノ取得ヲ斡旋スル

コト

二 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ノ取得若ハ開發ニ

必要ナル資金ヲ貸付ケ又ハ其ノ借受ノ斡旋ヲ爲ス

コト

三 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ノ開發ニ對シ助成

ヲ爲スコト

四 前三號ノ事業ニ依リ創設セラルル自作地ノ利用

ニ必要ナル施設ノ取得ノ斡旋ヲ爲スコト

五 前號ノ施設ノ建設若ハ取得ニ必要ナル資金ヲ貸

付ケ又ハ其ノ借受ノ斡旋ヲ爲スコト

六 第四號ノ施設ノ建設又ハ取得ニ對シ助成ヲ爲ス

コト

七 自作農ノ負擔スル債務ノ借替ニ必要ナル資金ヲ

貸付ケ又ハ其ノ借受ノ斡旋ヲ爲スコト

八 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ヲ讓渡シ、又ハ開

發シテ讓渡スコト

九 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ヲ取得シ、取得シ

テ開發シ又ハ開發シテ取得シ之ヲ讓渡スコト

十 前二號ノ事業ニ依リ創設セラルル自作地ノ利用

ニ必要ナル施設ヲ建設シ、取得シ又ハ讓渡スコト

第三條 農地調整法第六條ノ自作農創設維持ノ事業ト

ハ前條ノ事業及同條第二號、第五號又ハ第七號乃至

第十號ノ事業ニ關シ必要ナル資金ヲ道府縣、產業組

合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行又ハ北海道拓

殖銀行ガ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付クル事業ヲ謂フ

附則

本令ハ昭和十八年八月十日ヨリ之ヲ施行ス

登録稅法施行規則第五條第四號中「又ハ農事實行組合

ヲ」農事實行組合、產業組合中央金庫、日本勸業銀

行、農工銀行又ハ北海道拓殖銀行」ニ改ム

〔參照〕

昭和十三年七月二十勅令第五百二十六號農地調整法

施行令抄錄

第二條 農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノ事業

トハ同條ノ團體ガ命令ノ定ムル所ニ依リ行フ左ノ

事業ヲ謂フ

（左記略ス）

第三條 農地調整法第六條ノ自作農創設維持ノ事業

トハ道府縣、市町村、產業組合又ハ農事實行組合

ガ直接又ハ間接ニ政府ノ資金ノ融通又ハ補助若ハ

助成ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ行フ前條第一號

乃至第四號ノ事業及同法第四條第二項ノ規定ニ依

リ土地又ハ其ノ使用收益ノ權利ヲ取得シテ行フ前

條ノ事業ヲ謂フ

農地調整施設補助規則中改正の件公布

農地調整法施行令の改正に伴ふ農地調整施設補助規則中改正の件は、昭和十八年八月十日付官報を以て、左の如く公布せられた。

農地調整施設補助規則中改正ノ件

（昭和十八年八月十日勅令第六十號）

第二條 補助金ハ左ニ掲グル費用又ハ補助金ニ對シ道

府縣又ハ產業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀

行若ハ北海道拓殖銀行（以下金融機關ト稱ス）ニ之ヲ

交付ス

一 市町村農地委員會ノ費用ニ對シ市町村ニ交付ス

ル道府縣ノ補助金及道府縣農地委員會ニ要スル道

府縣ノ費用

二 農地ニ關スル事務ニ要スル道府縣ノ費用

三 道府縣若ハ金融機關ノ自作農創設維持資金又ハ

市町村、產業組合若ハ農事實行組合ノ自作農創設

維持資金ニ付道府縣ノ交付スル補助金

四 自作農創設維持ニ關スル道府縣ノ左ニ掲グル費